

2 借入金

借入金には、一時的な資金不足調整のための一時借入金を含む広義の借入金と財源不足を補うための狭義の借入金があります。財政関係法令において「借入金」というのは、原則として、狭義の借入金を指します。

一時借入金が当該会計年度内に償還しなければならないものであるのに対し、狭義の借入金は基本的に会計年度をまたがるものです。一時借入金及び1年以内に償還する狭義の借入金を「短期借入金」、それ以外の狭義の借入金を「長期借入金」ともいいます。

(1) 借入金の法的根拠

一般会計及び各特別会計は、財政法及び特別会計に関する法律等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、借入れを行うことができます。

(2) 借入金に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における借入金及び一時借入金の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 借入先

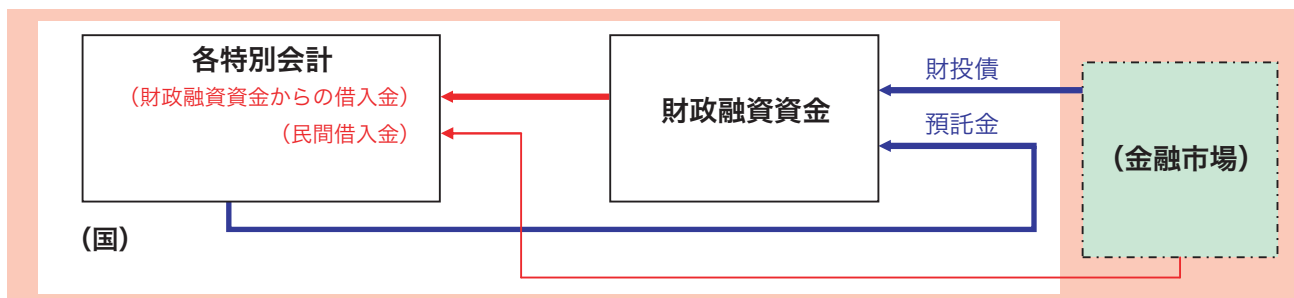
各特別会計は、現在、財政融資資金や民間金融機関等からの借入れを行っています。令和6年度末現在、一般会計及び6の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があり、また、4の特別会計において、民間金融機関からの借入金残高があります。

民間金融機関からの借入れが、民間に対する国の債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入れは、いわば「国」の部門間での貸借です（図2-33）。

参照:第1章1(1)B「財政投融資特別会計国債(財投債)」(P46)・財務省HP「財政投融資」(制度の解説)

財政融資資金の貸付等に必要な資金は、財投債の発行及び各特別会計からの預託金等により調達されています。

(図2-33) 特別会計の財政融資資金からの借入れに係る資金の流れ



(4) 民間からの借入金

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」といいます。）、国有林野事業債務管理特別会計（以下「国有林野債務管理特会」といいます。）、エネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」といいます。）及び食料安定供給特別会計（以下「食料特会」といいます。）において、民間金融機関から公募入札による借入れを行っています。

A 交付税特会

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入れを行い、その年度の地方交付税の一部に充てていました。交付税特会では、平成12年7月以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借り入れていますが、この借入れについては、平成19年度からは新規の借入れを停止することとし、既存の債務の返済のための借入れのみが行われています。

なお、令和元年度に創設された森林環境譲与税について、創設時の経過措置期間の譲与額は、交付税特会の借入金をもって充てることとされていました。しかし、令和2年度において、交付税特会の借入金に代えて、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金をもって充てることとされ、新規の借入れを行わないこととなりました。なお、森林環境譲与税に関する借入金は、令和2年度に返済を終えています。

B 国有林野債務管理特会

国有林野事業特別会計（以下「国有林野特会」といいます。）は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革により、それまでの財政融資資金からの借入れに代え、民間金融機関からの借入れを開始しました。

この民間金融機関からの借入れについては、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。

平成25年4月に施行された「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」に基づき、国有林野特会は廃止され、同会計の負担に属する借入金に係る債務は、国有林野債務管理特会に帰属することとなりました。

現在の国有林野債務管理特会の民間借入れは、既存の債務の返済のための借入れであり、新規の借入れは行われていません。

C エネルギー特会

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、いわゆる石油特会）の直轄事業となりました（☞①）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石油特会による借入れが行われるようになりました。

平成19年4月に施行された「特別会計に関する法律」に基づき、石油特会は廃止され、同会計に所属する権利義務は新たに設置されたエネルギー特会（エネルギー需給勘定）に帰属することとなりました。

エネルギー需給勘定の民間借入れは、既存の債務の返済のための借入れであり、新規の借入れは行われていません。

また、平成24年2月からは、原子力損害賠償支援勘定においても借入れを行い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（☞②）に交付される国債の償還財源に充てるための資金を調達しています。

D 食料特会

食料特会漁業共済保険勘定は、各漁業共済に関する保険事業の収支を区分経理するため、昭和42年8月の漁業災害補償法の一部改正に伴い設置された漁船再保険及漁業共済保険特別会計漁業共済保険勘定が平成26年4月に食料特会と統合されて現在に至る勘定です。漁業共済制度は、中小漁業者が不漁等により漁獲金額が減

☞① 国家備蓄石油は平成15年4月に、国家備蓄施設は平成16年2月に、それぞれ移管されました。

☞② 平成26年8月に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」の施行に伴い、原子力損害賠償支援機構が改組され、原子力損害賠償・廃炉等支援機構となりました。

少した場合の損失等を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的としており、漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、保険の仕組みを活用して行う共済事業です。

漁業共済保険勘定においては、近年の記録的な不漁の影響等により保険金の支払財源に不足が生じる事態となったことから、令和4年9月に民間金融機関からの借入れを行いました。

(5) 民間借入金の公募入札による借入方式

民間借入金の入札方法は、各申込のうち応募利率の低いものから順次割り当てて調達予定額に達するまでを募入とする利率競争入札及び非競争入札（交付税特会のみ）により行われています。また、入札参加者は都市銀行・地方銀行などの民間金融機関であり、令和7年3月31日現在で118社となっています。